

令和4年5月18日

第23回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 令和4年5月18日(水) 午後1時30分
2. 会 場 もちずり学習センター ホール
3. 出席委員 21名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      3番 柴山 栄重      4番 吾妻 良博  
5番 加藤 良子      6番 中村 謙一      7番 野崎 俊幸  
8番 浪岡 真澄      9番 油井 妙子      11番 大宮 篤司  
12番 菅野 善晴      13番 菱沼寿美恵      14番 渡邊 正芳  
15番 尾形 寅昭      16番 古関 恵子      17番 関 健一  
18番 安田 善喜      19番 渡邊 友一      20番 黒澤喜久夫  
22番 阿部 哲也      23番 宍戸 薫      24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員  
2番 佐藤 秀雄      10番 渡邊 俊春      21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者  
事務局 長      関根 卓也  
次長兼庶務係長      佐藤 邦彦      主 査      齋藤 明子  
農地係長      阿部 三起夫      副主査      菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第5号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。  
会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)  
事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここからは会長に進行をお願いいたします。  
議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。  
農地係長 2番 佐藤秀雄委員、10番 渡邊俊春委員、21番 齋藤貴裕委員より欠席の旨届出がありました。  
議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第23回総会を開催いたします。  
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。  
12番：菅野善晴委員、22番：阿部哲也委員を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。  
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。  
会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕  
議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。  
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。  
農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(94件)】  
合計94件、令和4年5月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫、以上です。  
議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。  
農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転13件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計15件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。  
議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
3番 議長3番(発言を求める。)  
議長 3番(発言を許可する。)  
3番 整理番号1番から3番まで関連がありますので、説明いたします。整理番号1番の譲受人と2番、3番の譲受人は親子でありまして、専業農家であります。いちごを栽培し、がんばっております。3件ともに所有権移転で経営規模の拡大ということで区域協議会でも許可相当と判断しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。  
議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長  
農地係長      ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。  
区域番号2番、整理番号4番から整理番号6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長  
5番              調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長5番（発言を求める。）

議長  
5番              5番（発言を許可する。）

議長  
5番              整理番号4番から6番の説明をいたします。整理番号4番の譲渡人は90歳を超えております。そして譲受人は果樹の栽培をしております。所有権移転の案件となります。整理番号5番の譲渡人は80歳を超えて、耕作するのは困難だということで、専業農家で野菜など耕作している譲受人への所有権移転となります。整理番号6番の譲渡人は80歳を超えていて健康状態が悪く、娘婿の譲受人に生前贈与をしたいという案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長              只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長  
農地係長      ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。  
区域番号3番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長  
9番              調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長9番（発言を求める。）

議長  
9番              9番（発言を許可する。）

議長  
9番              整理番号7番ですが、所有権移転の案件です。ここは吾妻開パのメガソーラーが隣接している農地でありまして、事務局と区域担当委員の5名で現地を確認してまいりました。その結果、原野ではあるが農地として利用できることを確認しております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご協議の方よろしくをお願いいたします。

議長              只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長  
農地係長      ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。  
区域番号5番、整理番号8番から12番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長  
19番            調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長19番（発言を求める。）

議長  
19番            19番（発言を許可する。）

議長  
19番            整理番号8番から12番まで説明します。整理番号8番の譲受人は酒屋を辞め、農業をしたいということで奥さんの実家から田んぼを譲り受けるものです。整理番号9番は譲受人の自作地続きで利便性が高いということで所有権移転になります。整理番号10番は譲渡人の旦那さんが亡くなり、譲受人に農地を譲りたいということです。整理番号11番についても譲受人の自作地付近で利便性が高いということで所有権移転になります。整理番号12番については、譲受人は高齢でありますが高齢者がいるということであります。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長              只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

20番 区域番号6番、整理番号13番及び14番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号13番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。20番、一時退席願います。

20番 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

事務局 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 議長、事務局。（発言を求める。）

事務局 事務局（発言を許可する。）

事務局 まず整理番号13番について説明申し上げます。譲渡人が所有する当該農地は、道路で分断され耕作不便となっていたもので、隣接地で野菜を作っている譲受人から、耕作の利便性から譲ってほしいと申し入れがあり、今回所有権移転をするものです。続きまして整理番号14番、こちらの譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人が市の補助事業を活用し営農するための賃借権設定です。これまで同様にぶどう栽培を継続するというものであります。区域協議会では2件とも許可相当と判断したところであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号13番と14番について、10aあたりの価格が安いと思われませんが、間違いありませんか。区域協議会の説明をお願いします。

事務局 議長、事務局。（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

事務局 いずれも記載のとおりで間違いございません。

議長 3番よろしいですか。

3番 はい。

議長 そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 農業委員会は、農地を守る、または耕作されていない農地をできるだけ耕作していただくよう進めることが仕事であり、そういう立場だと思いますが、今回は所有権移転をするということで、適切なことなんでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 ご指摘はごもっともだと思います。農地を守る、そういう活動に日々努力をされていると思います。ただし、今回の申請については譲渡人からすると耕作不便な場所であり、譲受人に

は自作地付近で耕作しやすい農地であるということで申請に至ったものです。

議長 1番よろしいですか。

1番 はい。

議長 そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号7番、整理番号15番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号15番ですが、自作地付近で耕作便利ということでの使用貸借権設定の案件になります。譲受人はしっかり耕作されている方です。譲渡人は別の区域にお住まいで、農業も辞めております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から15番までの15件、原案のとおり許可と決定いたします。

20番 20番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

20番 （入室、着席する。）

議長 議事を再開します。

農地係長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、賃借権設定2件の計3件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番ですが、足場の資材置場として借りたいということでの賃借権設定です。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求め。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号2番ですが、申請地はJAの集積所の近くで、運送業等の事務所等が並んでいる場所です。工事のため一時転用ということでございますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。

農地係長 区域番号6番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求め。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号3番についてご説明いたします。この農地は、譲渡人が実家の家と共に相続いたしました。実家は空き家となっております。そこを譲受人が資材置場敷地として所有権移転するものでございます。第3種農地ということで周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地への影響もないということで、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた転用期間が変更となったことによる変更承認申請及び営農計画変更の必要が生じたことによる変更承認申請で、計2件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」とおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求め。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番ですが、申請者は台風19号による大波地区の河川災害復旧工事に関する、公

共工事の事業期間を延長するものでありまして、河川工事関係は大変遅れており、区域協議会ではやむなしと判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号7番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号2番の案件は、ソーラーシェアリングの農地について営農計画の変更に関する申請です。最初はえごま栽培の計画を提出しておりましたが、畑を整地したところ石がごろごろしていて耕作に不便である、不適であることが判明し、営農計画を変更する必要が生じたために、今回の申請に至った経過でございます。新たな営農計画では牧草を栽培し、放牧をするということでございます。区域協議会では少し心配な声もありましたが、しっかり見守りましょうということで問題ないと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 議案書の面積のところをよくご覧ください。この面積であっていますか。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 小さい面積での申請の理由を説明いたします。ソーラーシェアリングということで、地面に立っている杭、この部分のみの一時転用になります。それ以外の部分は営農するようになります。一昨年転用許可になった案件であり、今回の申請は、作物が変更になるということですので、ご理解いただきたいと思えます。

議長 1番よろしいですか。

1番 はい。

議長 そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が11件、43,276㎡で、農地中間管



理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 利用権の設定を受ける者は、ももを栽培する農家でありまして、区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号2番の利用権を設定する者は現在施設入所中です。その家族から利用権の設定を受ける者に土地を借りてもらいたいと依頼があった案件です。この農地は、以前から利用権の設定を受ける者が耕作しており、今回正式に手続きをしたものです。整理番号3番につきましては、利用権の設定を受ける者は30代の若手で、手広く果樹園をしている方ですので問題はありません。整理番号4番につきましては、利用権の設定を受ける者の奥様が飲食店を経営しており、畑については知り合い数人も手伝う予定であるとのことです。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番から10ページ9番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号6番及び9番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番、一時退席願います。

18番 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号5番、7番、8番については、新規となっておりますが以前から耕作しており、区

域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号6番と9番については、いずれも高齢のため利用権の設定を受ける者に貸したいという案件で、区域協議会では問題なしと判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号10番及び11番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号10番につきまして、利用権の設定を受ける者は大きい規模で水稻栽培をしている若手のホープでございます。3年ほど前から利用権を設定する者から頼まれて耕作しておりました。今回飼料米の関係で正式に契約を結ぶことになった案件です。整理番号11番についても、利用権の設定を受ける者は大規模に水稻を耕作しており、高齢で耕作できなくなった利用権を設定する者の農地を引き受ける案件です。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。  
18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

18番 （入室、着席する。）

議長 議事を再開します。

次長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

12ページをご覧ください。議案第5号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決についてでございます。  
こちらにつきましては、令和4年度の農業者年金加入を推進するための活動計画となります。福島市農業委員会としての加入推進活動計画を区域ごとに策定し取り組むものでございます。内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次長 17ページをご覧ください。議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

でございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が5月27日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

18ページ新規の認定農業者につきまして、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」に記載のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の申請者である法人は、経営者が若く、すでにGAPも取得されており、環境制御システムなども導入してきゅうり栽培をしております。確実に5年後の目標を達成できるものと区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号2番の申請者は、農地の集積、ハウスの環境整備、省エネ暖房機の導入など計画内容も充実しております。施設野菜はいちごやトマトを栽培する予定です。目標達成は可能であると区域協議会では判断しております。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号3番の申請者である法人の代表者は、農業をされている親とは別に営農してがんばっており、将来は地区の農業を背負っていく方だと考えております。区域協議会では問題なしと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、19ページ認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番から4

番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番から4番までの申請者は、全て専業農家でありまして、大変真面目に農業に取り組んでおられます。5年後の目標に向かって突き進んでいくものと区域協議会では判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 20ページ、区域番号2番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号5番の申請者は、機械化を進めることで労働力の軽減を図るということで、ももを主力に経営したいということでした。区域協議会では問題なしと判断しております。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号3番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号6番の申請者は、自宅とは別の場所で肉用牛の事業をしております。申請人のご主人と一緒に事業を行っているということです。5年後の目標に向かって一生懸命やっていくことを確認しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号4番、整理番号7番から21ページ12番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号7番から12番までの申請者は、それぞれ地区のリーダー的な存在になっておりますので、5年後の目標を達成できるものと区域協議会では判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号5番、整理番号13番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願  
い  
いたします。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号13番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律  
第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番、一時退席願います。

18番 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号13番についてご説明します。水稻を主力にしている法人で、主食用米の価格が安  
いなどの心配はありますが、今後は飼料用米の作付けを拡大しがんばってやっていくとのこ  
とですので、区域協議会では問題なしと判断しております。ご審議のほどよろしくお願  
い  
します。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 続きまして、22ページ、認定新規就農者について、区域番号1番、整理番号1番及び2番  
の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願  
い  
いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の申請者は昨年農地を取得して新規就農した方です。露地きゅうり栽培を主力  
にがんばっておられます。認定新規就農者の認定により、いろいろな制度を利用するための  
申請であります。整理番号2番の申請者は、農園で研修されまして、すでに農地も取得し新  
規就農を目指している方です。いずれも認定農業者に相応しい農業人として、5年後の目標  
に向かって突き進んでいくと区域協議会では判断しております。ご審議のほどよろしくお願  
い  
します。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号2番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願  
い  
いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号3番の申請者は、現在耕作できるよう畑を耕し準備をしております。これからハウスなどを建てて露地野菜と施設野菜等を作るという目標を掲げています。区域協議会では問題なしと判断しております。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号4番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号4番の申請者は、果樹園で数年研修を重ねており、今年度から独立するということで、5年後の目標は達成できるものと区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号7番、整理番号5番及び6番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号5番の申請者は、一昨年東京の方から帰ってきました、親元で梨とりんごを栽培しており、今年1月に農地中間管理機構を通して新規就農いたしました。新たに梨、りんご、ぶどう、花卉など親とは別に経営する計画で進行しております。先月も規模拡大をし、着実に準備を進めている最中で、5年後の目標も問題ないと区域協議会では判断しております。整理番号6番の申請者は、昨年10月に農地中間管理機構を通して新規就農した方です。住まいはアパートなので、農業用機械等はこれからですが、現在きゅうりのパイプハウス建設中で、6月から定植という運びになっております。地域としても見守っていきたく思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

18番 18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

（入室、着席する。）

議長 議事を再開します。  
次に報告を事務局よりお願いします。

農地係長 24ページ報告第1号から33ページ報告第6号につきましては、議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。  
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)  
慎重審議ありがとうございました。  
これで、第23回総会を終了いたします。

(午後2時35分)

令和4年5月18日

これは、福島市農業委員会第23回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人12番 \_\_\_\_\_

議事録署名人22番 \_\_\_\_\_